

喜多方市 文化財 保存活用 地域計画

令和5年3月

喜多方市教育委員会

例 言

- 1 本計画は、文化財保護法第183条の3と、文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（令和5年3月）に基づき作成した、喜多方市における文化財の保存及び活用に関する基本計画及び行動計画です。
- 2 本計画の作成事業は、令和2～5年度文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）を受けて実施しました。
- 3 本計画は、喜多方市文化財保存活用地域計画策定部会を組織し、検討・協議を行い、喜多方市文化財保護審議会での審議に基づき、文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループの指導・助言、福島県教育庁文化財課の助言を得ながら、喜多方市教育委員会が作成しました。
- 4 本計画の中で使用する「歴史文化資源」は、文化財保護法に規定されている「文化財」の定義に限定せず、また、指定・未指定の違いに関わらず、地域特有の歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた歴史上または芸術上等の価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産に相当し、本市の魅力を示すものを表す語として用いています。
- 5 本計画で使用した写真は、特に出典等の記載がない場合は、喜多方市教育委員会及び市関係部局が撮影したもの、または（一社）喜多方観光物産協会から提供を受けたものです。
- 6 本計画で使用した図表は、特に出典等の記載がない場合は、喜多方市教育委員会が株式会社プレック研究所に委託して作成したものです。
- 7 表紙の柄は、福島県指定有形民俗文化財（平成15年3月25日指定）「会津の染型紙と関係資料」（喜多方の染型紙）12386縞の割付紋様

目 次

序章	1
1. 計画作成の背景と目的	3
2. 計画対象	4
3. 計画の位置付け	5
4. 計画期間	12
5. 計画作成の体制	13
 第1章 喜多方市の概要	17
1. 自然的・地理的環境	19
2. 社会的状況	27
3. 歴史的背景	41
 第2章 喜多方市の歴史文化資源の概要	53
1. 指定等文化財	55
2. 認定等文化財	63
3. 未指定文化財	68
4. 歴史文化資源の概要と特徴	69
5. 歴史文化資源に関する調査	74
6. 歴史文化資源に関する取組	77
 第3章 喜多方市の歴史文化の特徴	83
1. 歴史文化の特徴の設定の目的	85
2. 歴史文化の特徴	85
 第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する方針	89
1. 将来像	91
2. 保存・活用に関する課題	92
3. 保存・活用に関する方針	95

第5章 歴史文化資源の保存・活用に関する措置..... 99

1. 「まもる」に関する措置 102
2. 「いかす」に関する措置 106
3. 「つながる」に関する措置 109
4. 措置一覧表 110

第6章 文化財保存活用区域に関する事項..... 113

1. 計画の進め方と区域の設定 115
2. 文化財保存活用区域 118
 - ①蔵建ち並ぶ町並み区域—小荒井×小田付地区— 118
 - ②古代・中世に栄えた要衝区域—慶徳・塩川西部地区— 126
 - ③水運で賑わった河川と雄国山麓区域—塩川東部・熊倉地区— 132
 - ④北境へ延びる街道区域—松山・上三宮・岩月・熱塩加納地区— ... 138
 - ⑤山岳信仰が息づく大河の合流区域—山都地区— 144
 - ⑥太古の地層が広がる文化交流の大動脈区域—高郷地区— 150

第7章 歴史文化資源の保存・活用の推進体制 157

1. 保存・活用の推進体制の整備方針 159
2. 保存・活用の推進体制 161

資料編（巻末データディスク格納）

1. 市域の変遷
2. 主な歴史文化資源調査一覧
3. 歴史文化資源の保存・活用に関する措置一覧
4. 歴史文化資源データベース
5. アンケート調査結果
6. 参考文献